

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成25年1月22日

県南広域振興局長 田村均次

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ジョイス

(イ) 株式会社ツルハ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス北上江釣子店・ツルハドラック北上江釣子店 北上市上江釣子第6地割33番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年12月28日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年12月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 株式会社ベルプラス

(イ) 金ヶ崎本宮商業組合

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 金ヶ崎ショッピングプラザ 胆沢郡金ヶ崎町西根本宮後15番地ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年12月28日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年12月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び金ヶ崎町役場